

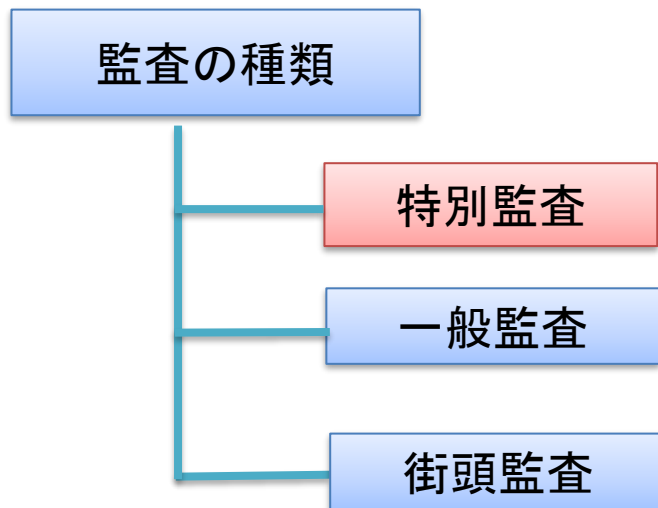
貨物自動車運送事業の監査等について

適正化事業フォローアップ研修会・新規許可事業者研修会

令和6年2月21日

中部運輸局 愛知運輸支局 輸送・監査担当

1. 自動車運送事業における監査概要について … P 1 ～ 2
2. 自動車運送事業における行政処分等について … P 3
3. トラック事業者が多い法令違反項目と注意点等について … P 4 ～ 12
4. その他（パンフレット等） … P13 ～18

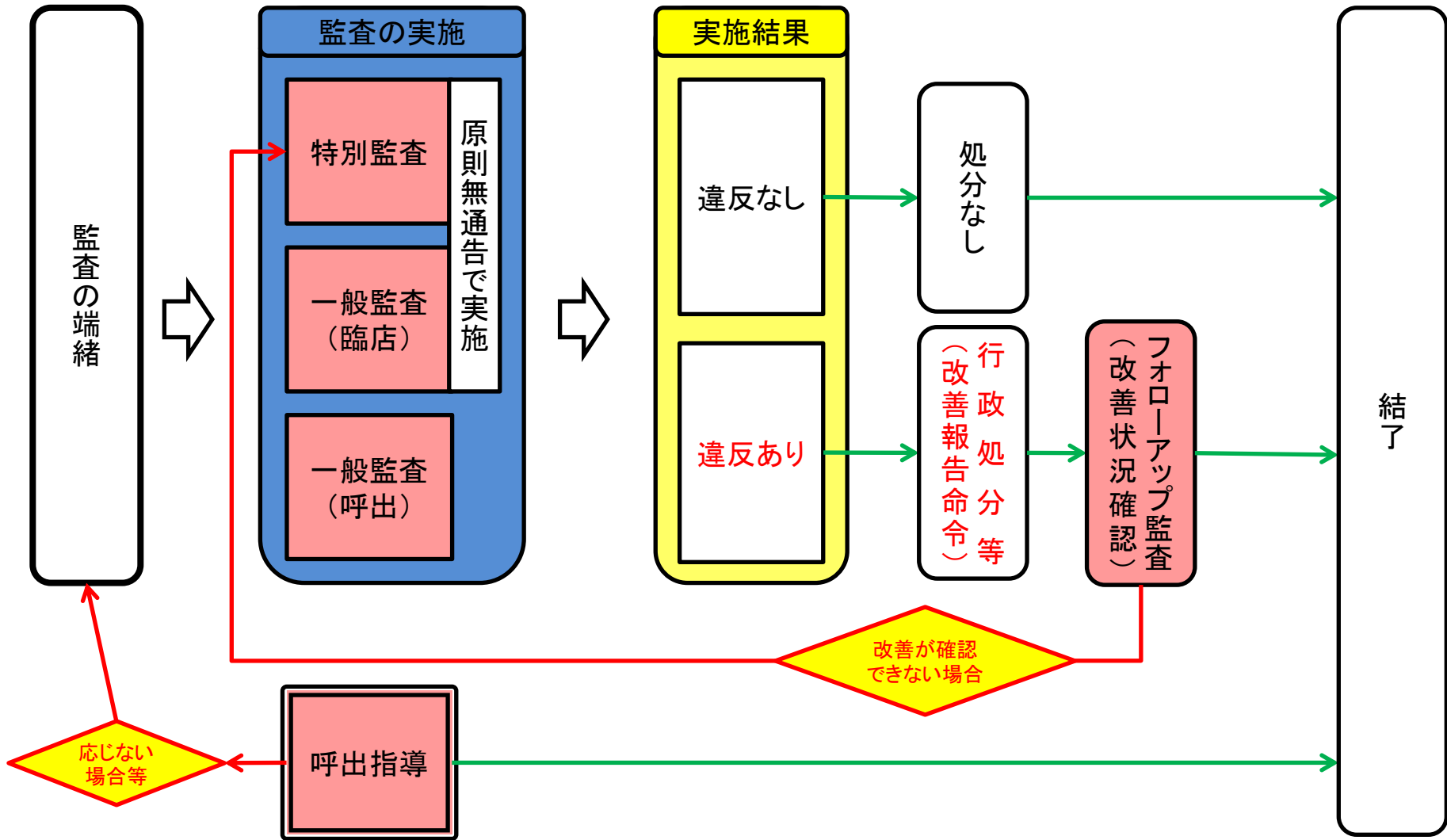


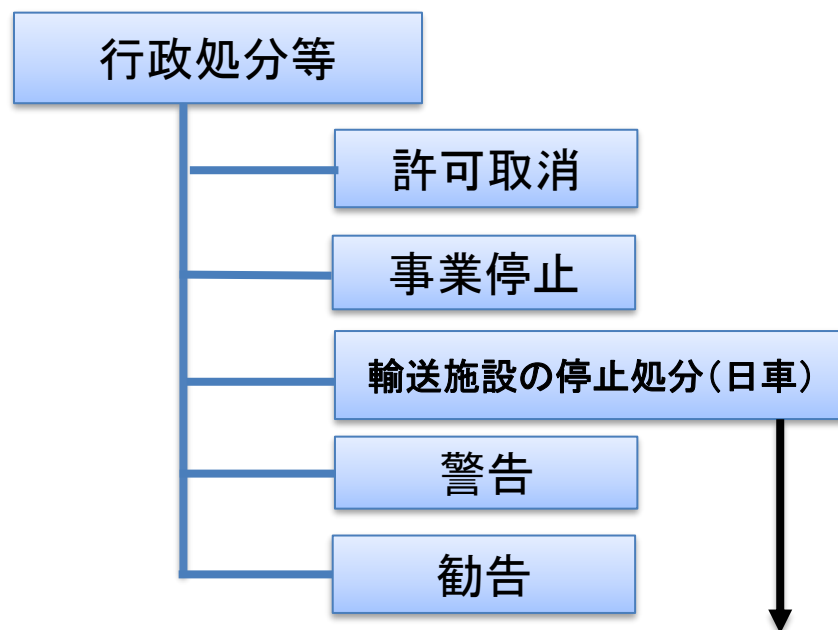
○監査対象事業者(監査端緒)

- ・第一当事者と推定される死亡事故等を引き起こした事業者
- ・公安委員会・労働基準監督署等からの通報により法令違反の疑いのある事業者
- ・適正化実施機関等からの情報により法令違反が疑われる事業者
- ・長期間監査を実施していない事業者

・・・etc.

監査の全体のイメージ





処分日車数 「X」	所属する事業用自動車の数			
	～10両	11両 ～20両	21両 ～30両	31両～
～ 10日車	1両	1両	1両	1両
11 ～ 30日車	1両	2両	2両	2両
31 ～ 60日車	1両	2両	3両	3両
61 ～ 80日車	2両	3両	4両	5両
81日車～	$Y + (X - 80) / 10$ (注1)			

・最大保有車両数の5割を停止

点呼に関する違反や無認可車庫(車両持ち帰り)

○点呼の方法は適切ですか？

乗務前: **酒気帯びの有無**、疾病・疲労・睡眠不足等の有無、
日常点検の実施状況

乗務後: 乗務に係る事業用自動車、道路、運行の状況、
(交代運転者がある場合はその通告状況)、**酒気帯びの有無**
→上記事項を全て確認し、確実に記録する必要があります。

また、点呼は**乗務前・乗務後**に行う必要があります

・運転手は**自分で点呼(セルフ点呼)できません**

○点呼は対面で行っていますか？

・・・**点呼は営業所・車庫で対面で行うのが基本です**

ただし運行上やむを得ない場合は電話その他方法で行う

→**営業所と車庫が離れている**

・早朝・深夜等で点呼執行者が不在 **は運行上やむを得ない場合には該当しません**

○車両は認可車庫にて適切に管理していますか？

車両を自宅等への認可されていない場所で管理しているのは違反です

また、運行管理や車両管理が適切にできていない可能性が高いです

行政処分

- ・点呼の記録に関する違反
警告～60日車
- ・点呼未実施
警告～**事業停止30日間**
- ・無認可車庫
10日車～20日車

改善基準告示違反

○拘束時間・休息期間は守っていますか？

- ・1ヶ月の拘束時間は原則293時間
労使協定を締結した場合には、1年のうち6ヶ月までは、1年間の拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長可
- ・1日の拘束時間は原則13時間
15時間を超える回数は1週間につき2回という限度において、16時間まで延長可
- ・1日の休息期間は継続8時間以上

○運転時間の限度は守っていますか？

- ・連続運転時間は4時間が限度
運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に運転を中断して30分以上の休憩が必要
- ・1日の運転時間は2日平均で9時間が限度
- ・1週間の運転時間は2週間ごとの平均で44時間が限度

行政処分

・告示違反
警告～事業停止30日間



令和
6年4月～
適用

トラック運転者の
改善基準告示が
改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間

改正前(年換算)
3,516時間

改正後
原則:**3,300時間**
最大:**3,400時間**

1か月の拘束時間

改正前(月換算)
原則:**293時間**
最大:**320時間**

改正後
原則:**284時間**
最大:**310時間**

1日の休息期間

改正前
継続**8時間**

改正後
継続**11時間**を
基本とし、継続**9時間**

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp

●詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生省 改善基準告示 検索



詳しくは
裏面へ





トラック運転者の
「改善基準告示」が改正されます。

令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合^(注1)、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所外の場合におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合^(注1)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおよね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
予期し得ない事象		予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる^(注2) ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に暴走している車両が予測せず故障したこと ・運転中に予期せず乗客のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(豪雨・大雪等)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例		分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回3時間以上 ・分割が連続しないよう努める ・休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・一定期間(1か月程度)における全勤務回数(2分割の1が1回) 2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベッド)が④の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること 隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2日目の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2日目の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(計算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される
休日労働		休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない

(注1)長距離貨物運送とは、「自動車運転者の労働時間等の改善基準告示」第4条第1項第1号に規定する「長距離貨物運送」をいう。

(注2)本告示は、令和6年4月1日より適用される改正基準告示の施行期日は、令和6年4月1日とする。

健康診断の未受診

○健康診断の受診は適切ですか？

- ・雇入時の健康診断→労働者を雇入れる直前又は直後に実施
(雇入れ前3ヶ月以内に健康診断を受診し、その結果を事業者提出すれば省略は可)
 - ・一般健康診断→**1年以内ごとに1回実施**
 - ・特定業務従事者健康診断→**深夜業務(22～5時)**等に従事する場合は
6ヶ月以内ごとに1回実施
- ・運転者であれば役職等にかかわらず受診が必要です
・運転者各個人で受診させる場合は漏れがないか注意して下さい

行政処分

1名未受診	警告
2名未受診	20日車
3名以上未受診	40日車
未受診者による健康起因 事故が発生したもの	
	40日車

○運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告のあった件数は、健康起因事故に対する事業者の意識の高まり等を反映し増加傾向

○令和2年12月及び令和3年1月、運転者の健康起因による死亡事故が相次いで発生

事故事例

事例①

令和2年12月17日北九州市内発生

事業者：法人タクシー

運転者：74歳男性（運転経験30年）

事故概要

乗客3名を乗せ運行中、道路右側電柱に衝突

この事故により、運転者及び乗客（72歳）が死亡、他2名は負傷

事故原因は、報道によると心不全

※直近1年健康診断未受診。運転者は10年前に医師から心疾患の診断を受け投薬を続けていたが、事業者は把握していなかった。



事例②

令和3年1月4日渋谷区笹塚（甲州街道）内発生

事業者：法人タクシー

運転者：73歳男性（運転経験34年）

事故概要

乗客1名を乗せ運行中、横断歩道を渡っていた歩行者6名をはねた

この事故により、歩行者1名が死亡、他の歩行者5名が重軽傷

事故原因は、くも膜下出血により意識を失った疑い

※健康診断は、昨年12月8日に受診。高血圧、脂質異常症について治療中だが、産業医から要注意者として指摘なし。



<処分基準強化内容>

行政処分基準（全モード）

運輸規則第21条第5項及び安全規則第3条第6項

1 疾病、疲労等のおそれのある乗務

① 未受診者1名

警告（10日車）

② 未受診者2名

20日車（40日車）

③ 未受診者3名以上

40日車（80日車）

2 未受診者による健康起因事故が発生したもの 40日車（80日車）

3 疾病、疲労等による乗務

80日車（160日車）

4 薬物等使用乗務

100日車（200日車）

<適用方法>

- ・健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者（当該運転者を除く。）が生じた重大事故等をいう。
 - ・事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。
- なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。

※令和3年5月28日 改正 令和3年6月1日施行

運行記録計の記録が不適切

○日報と併せて運行記録計の記録の確認を適切に行っていますか？

・運行記録計を設置していない、運転者が適切に記録していないなど

※車両総重量7t以上または最大積載量4t以上の車両

上記に該当する被けん引自動車をけん引する自動車

については運行記録計の設置と記録が義務づけ

→日報と運行記録計の記録から実際の運行状況を把握し、休憩や休息の取得状況、スピードの出し過ぎ等、運転者への指導に活用ください。

行政処分

運行記録計の記録に関する違反
警告～60日車

適性診断受診・指導監督に関する違反

○適性診断は適切に受診されていますか？

- ・特定診断（Ⅰ・Ⅱ）
- ・初任診断
 - 当該事業者で初めて事業用自動車に乗務する前（やむを得ない場合は乗務開始後1ヶ月以内）
 - ただし乗務前3年以内に初任診断を受診していれば対象外（診断結果要保管）
（他社で運転経歴の長い運転手でも3年以内に受診していなければ受診の対象）
- ・適齢診断
 - 65歳に達した日から1年以内（65歳以上の運転者を新たに選任した場合は選任日から1年以内）
 - その後3年以内ごとに1回の受診が必要

○運転手への指導監督は適切ですか？

- ・一般的な指導
 - 告示に定められた12項目全てについて毎年実施する必要があります。
 - 日時、場所、内容、指導を行った者、指導を受けた者を記録し、営業所にて3年間保存が必要
- ・特別な指導
 - 事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者には一般的な指導とは別に告示に定められた特別な指導が必要

※告示：貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

行政処分

- ・適性診断未受診
警告～10日車
- ・指導監督違反
警告～10日車

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 指導及び監督の指針

○一般的な指導及び監督の指針

- ・事業用自動車を運転する場合の心構え
- ・事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ・事業用自動車の構造上の特性
- ・貨物の正しい積載方法
- ・過積載の危険性
- ・危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ・適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ・危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ・運転者の運転適性に応じた安全運転
- ・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ・健康管理の重要性
- ・安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

○特定の運転手に対する特別な指導の指針

○事故惹起運転者

- ・事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等
- ・交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
- ・交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ・交通事故を防止するために留意すべき事項
- ・危険の予測及び回避
- ・安全運転の実技

6時間以上

可能な限り実施

○初任運転者

- ・貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等
→一般的な指導及び監督の指針12項目の内容について指導(15時間以上)
- ・安全運転の実技(20時間以上)

○高齢運転者

- ・適齢診断結果より、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法を自ら考えるよう指導

マニュアル等については、
「自動車安全総合情報HP」に掲載されています
(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>)

トラック運送事業者のみなさまへ  発着荷主のみなさまへ

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。



ドライバーの時間外労働の上限規制、何から手を付けたらいいの？

荷主の立場でできる改善は？

ドライバーの運転時間に限度があったの？

荷待ち時間の削減を、どう進めればいいのか？

こんな困りごとなど、ご相談ください！

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3

 東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109



相談無料

 厚労省 令和4年度 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

ご相談方法は…… 

ご相談方法①

 **ポータルサイト**
相談専用ページから
役立つサポート情報も！

ご相談方法②

 **フリーダイヤル**
東日本 0120-763-420
通話料無料！ 西日本 0120-625-109

※ご利用時間：9～17時（12～13時は休線）
休日：土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！ 

 **オンラインによる
ご相談**

詳しいご相談を職場からお気軽に！

 **コンサルタントの
訪問**

労務管理・物流改善の専門家が伺います！

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



ポータルサイトでは、こんな情報を掲載しています

「仕事を知ってみよう 簡単自己診断」
課題点・解決策、メリットを確認できる荷主の皆さまとトラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

「サッと解決 よろず相談」
トラック運転者の労働時間改善に向けた FAQ 集

「情報いろいろ宝箱」
トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、取組事例、改善ハンドブック、ガイドラインなど様々なツール集

「統計からみるトラック運転者の仕事」「動画・写真で見るトラック運転者の仕事」「トラック運転者の生の声」
さまざまな角度から、トラック運転者の仕事について、取りまとめた資料集

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
<https://driver-couldo-jikan.mhlw.go.jp/>

トラックポータル 



2022.07

自動車運転者の長時間労働改善に向けたさまざまな情報を発信します！

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック・バス・タクシーなどの運転者は、物流や生活交通を支える存在です。一方で、こうした自動車運転者は、業務の特性や取引上の慣行などから、労働時間が長くなる実態が見られ、働く方の健康と安全を守る働き方改革が急務です。本サイトでは、2024 年（令和 6 年）4 月からの自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に向けて、皆さまの働き方改革に役立つ様々な情報を発信していきます！！



●トラック運転者



<主な掲載情報>

改善事例
特別相談センター
簡単自己診断
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしてみよう)

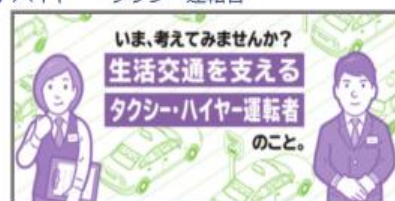
●バス運転者



<主な掲載情報>

改善事例
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしてみよう)

●ハイヤー・タクシー運転者



<主な掲載情報>

改善事例
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしてみよう)

掲載コンテンツ

●改善基準告示特設ページ（トラック、バス、ハイヤー・タクシー毎に掲載します）

2024 年（令和 6 年）4 月から自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に合わせて、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）が新しくなります

改善基準告示とは？

改善基準告示が何のために制定されたか？、制定の経緯は？、改正の詳しい推移は？、などを掲載しています！

改善基準告示のポイント

改善基準告示関係資料

改善基準告示の改正内容について、トラック、バス、ハイヤー・タクシーそれぞれのポイントを掲載しています！

改善基準告示の Q & A

2024 年（令和 6 年）4 月以降の改善基準告示について、Q & A 形式で解説！

改善基準告示の告示全文や、関連通達を掲載！

●改善事例

改善事例では、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）の長時間労働改善に向けた事業者の取組をご紹介します。

- ・社内制度や勤務体制等の改善事例
- ・ICT 機器導入による効率化の改善事例
- ・人材確保・育成等による改善事例
- ・その他の取組事例 etc

●情報いろいろ宝箱

情報いろいろ宝箱では、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）の長時間労働の改善に活用できるさまざまな情報や、トラック、バス、ハイヤー・タクシーをご利用される皆さまに知っていただきたい情報を掲載しています。

- ・利用者の皆さまへ
- ・事業者の皆さまへ

●各種統計

(運転者の仕事をしてみよう)

各種統計（運転者の仕事をしてみよう）では、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）の労働時間や賃金、女性運転者の状況等、さまざまな統計情報を掲載しています。

- ・有効求人倍率、平均年齢、女性の進出状況、年間労働時間、年間所得、etc

●改善ハンドブック

改善ハンドブックでは、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）の労働時間管理の考え方や、改正改善基準告示のポイント解説、長時間労働改善に向けた事業者の取組例、関係法令、各種ガイドライン等の情報を掲載しています。



令和 4 年度 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業
(受託事業者) 株式会社労働調査会 ☎03-3915-7221 担当：田中、大石、野口



令和 4 年度 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業
(受託事業者) 株式会社労働調査会 ☎03-3915-7221 担当：田中、大石、野口

2023/02

飲酒運転の根絶について

飲酒運転根絶に向けて 管理体制の強化と指導、 啓発活動の推進を

【厳正な点呼の実施】

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無について運転者が申告しやすい環境づくりに努める。
- アルコール検知器による確認を徹底する。

【飲酒状況等の実態把握】

- 管理者による個別面談や運転者からの申し出、健康診断結果等により、運転者の飲酒実態を把握する。
- 運転者の雇用時に飲酒傾向を確認する。

【従業員への指導・啓発】

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
- ・ 飲酒運転に対する罰則・処分
- ・ 飲酒が運転に及ぼす影響
- 勤務時間前の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。

【家庭への啓発・広報】

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する。

アルコール依存症は、多量の飲酒を続けることで脳の機能が変化して、自分では酒の飲み方（飲む量、飲む時間、飲む状況）をコントロールできなくなる**病気**です。本人は自覚がなく気づきにくいため、本人の意志でコントロールしようとしても度々失敗します。本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、**周囲の人の適切なサポートが必要です。**

アルコールに関する正しい理解を



飲酒と運転の分離

（酒量に応じた間隔の確保）の徹底をお願いします！

飲酒運転事例



プロとしての自覚ある行動を！

× 仮眠したから運転しても大丈夫だと思った・・・

× 少ししか飲んでないから大丈夫だと思った・・・

飲んだ量を「ドリンク」で把握しましょう！

ビール 5%	ロング缶1本 500ml	ワイン 12%	グラス1杯 200ml	焼酎 25%	コップ1/2 100ml
チューハイ 7%	ショート缶1本 350ml	日本酒 15%	10勺(1合) 180ml	ウイスキー 43%	2ショット(2オンス) 60ml

2ドリンクの目安 2ドリンク 分解するのに **最低 4時間** 必要です。

「健康で飲める人」の基準 **1日2ドリンク**

アルコールの「1ドリンク」➡ 純アルコールが **10g** 含まれる飲料
※ 上記はあくまでも「健康で飲める人」の基準であり、個人差があるため業務前のアルコール検知器の確認を必ずお願いします。

運転免許の区分等について

免許取得時期	免許の種類	車両総重量	最大積載量
平成19年6月1日まで	普通 ※現在は「8トン限定中型免許」	8トン未満	5トン未満
	大型	8トン以上	5トン以上
平成19年6月2日～平成29年3月11日まで	普通	5トン未満	3トン未満
	※平成19年6月2日から平成29年3月11日までの間に普通免許を取得した場合は「5トン限定準中型免許」		
	中型	5トン以上11トン未満	3トン以上6.5トン未満
平成29年3月12日以降	大型	11トン以上	6.5トン以上
	普通	3.5トン未満	2トン未満
	準中型	3.5トン以上7.5トン未満	2トン以上4.5トン未満
	中型	7.5トン以上11トン未満	4.5トン以上6.5トン未満
	大型	11トン以上	6.5トン以上

○免許の区分で乗務できない車両に乗務すると無免許運転になります

- ・最大積載量の重量だけでなく、車両総重量の確認漏れに注意
 - ・運転者雇入れ時及び点呼時の免許確認の徹底
- ⇒運転者が乗務できる車両の把握と保有車両の車両区分の再確認をお願いします。

「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

令和5年6月2日
我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
 - 何も対策を講じなければ、**2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性**。
 - **荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して**我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、（1）商慣行の見直し、（2）物流の効率化、（3）荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。
- ➡ 中長期的に継続して取り組むための枠組みを、**次期通常国会での法制化（※）**も含め確実に整備。

1. 具体的な施策

（1）商慣行の見直し

- ① **荷主・物流事業者間**における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制措置等の導入（※）
- ② **納品期限**（3分の1ルール、短いリードタイム）、**物流コスト込み取引価格等**の見直し
- ③ 物流産業における**多重下請構造**の是正に向けた規制措置等の導入（※）
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（**トラックGMX**（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた**適正運賃収受・価格転嫁円滑化**等の取組み（※）
- ⑥ トラックの「**標準的な運賃**」制度の拡充・徹底

（2）物流の効率化

- ① 即効性のある**設備投資の促進**（パース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「**物流GX**」の推進（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「**物流DX**」の推進（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバースポーツ、フィジカルインターネット等）
- ④ 「**物流標準化**」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路の**トラック速度規制（80km/h）**の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金**の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進（※）
- ⑫ **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化（※）
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

（3）荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の**経営者層**の意識改革・行動変容を促す規制措置等の導入（※）
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表**する仕組みの創設
- ③ **消費者**の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ **再配達削減**に向けた取組み（**再配達率「半減」**に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る**広報**の推進

2. 施策の効果（2024年度分）

	（施策なし）	（施策あり）	（効果）
・ 荷待ち・荷役の削減	3時間	→ 2時間 × 達成率3割	: 4.5ポイント
・ 積載効率の向上	38%	→ 50% × 達成率2割	: 6.3ポイント
・ モーダルシフト	3.5億トン	→ 3.6億トン	: 0.5ポイント
・ 再配達削減	12%	→ 6%	: 3.0ポイント
			合計：14.3ポイント

2030年度分についても、2023年内に**中長期計画**を策定

3. 当面の進め方

2024年初	・ 通常国会での法制化も含めた規制措置の具体化
2023年末まで	・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「 標準運送約款 」「 標準的な運賃 」の改正等 ・ 再配達率「半減」 に向けた対策 ・ 2024年度に向けた 業界・分野別の自主行動計画 の作成・公表 ・ 2030年度に向けた 政府の中長期計画 の策定・公表
速やかに実施	・ 2024年における規制措置の具体化を前提とした ガイドライン の作成・公表等

2024年初に政策パッケージ全体のフォローアップ

国土交通省では、長時間の荷待ち、契約にない附帯業務の強要などの違反原因行為を行っているおそれのある**荷主情報**を積極的に収集しています。日々の運送業務の中で、お困りのことがありましたら、下記フォームに入力の上、国土交通省までお知らせください。

（なお、投稿時に「連絡可」にチェックが入っている方には、補足のお話を聞かせていただく場合もありますので、その際はご協力をお願い申し上げます。）

※法に基づく対応を行い状況が改善された事例については[こちら](#)をご覧ください。

・次の質問にお答えください。

Q 1. ご意見・事例の分類について、該当する項目 1つを選択してください。[必須]

○ 1. 速度違反を惹起するおそれがある非合理的な到着時間の指定等
 ○ 2. やむを得ない遅延に対するペナルティ等
 ○ 3. 積込み直前に貨物量を増やすような急な依頼等
 ○ 4. 荷待ち時間の恒常的な発生等
 ○ 5. 依頼と異なる積込み作業等
 ○ 6. 依頼にはなかったラベル貼り・検品などの附帯作業等
 ○ 7. 高速料金など費用の自己負担等
 ○ 8. 過度な貨物事故（つぶれ、破損、へこみ、ぐすね、擦れなど）への対応等
 ○ 9. 異常気象によるトラブル等
 ○ 10. その他、コンプライアンス的に問題と思われるもの
 (内容:)

※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

Q 2. 記入例を参考にしながら、ご意見・事例を具体的にご入力ください。

【記入項目と記入例】	
・トラックの種類	トラックの大きさ トラックの形状
・いつ	---- 年 --- 月頃
・荷主	 <記入例> 「国土交通XYZ（株）」・「霞ヶ関運送（元請）」・（記入せず）
・場所	 <記入例> 1. 「東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目」の「霞ヶ関第 1 物流センター」 2. 「神奈川県横浜市中区」の「神奈川運輸支局（株）系列の物流倉庫」 3. 「東京都千代田区」の「小売系の物流センター」 （注1）荷主名のご記入が難しい場合は、上記記入例3のように住所と場所をご記入下さい。 （注2）可能な限り、荷主名及び場所のご記入をお願いしますが、どうしてもご記入できない場合は、荷主名（又は荷種）をご記入ください。
・内容	【自由記入欄】

		記入例1 「16時」に到着指定され、定刻に着いたのに「3時間」以上待たされた 記入例2 当日、予定にない荷物「2パレット」を追加で積み込み依頼された 記入例3 「パレット荷役」と聞いていたのに「手荷役」だった 記入例4 荷主が高速道路を使用した分の料金負担をする条件であったのに「高速料金を負担」してくれなかった
Q 3. 自由記述欄でご記入頂いた貨物の種類について、該当する項目1つを選択してください。[必須]	☐ 1. 加工食品 ☐ 2. 日用品 ☐ 3. 機械・機械部品 ☐ 4. 建設資材（砂利含む） ☐ 5. 紙・パルプ ☐ 6. 金属・金属製品 ☐ 7. 化学品 ☐ 8. 農水産品・林産品 ☐ 9. 繊維工業品 ☐ 10. その他 (内容:)	
Q 4. 自由記述欄でご記入いただいた宛着荷主の業態について、該当する項目1つを選択してください。[必須]	☐ 1. 農林漁業 ☐ 2. 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 3. 建設業 ☐ 4. 製造業 ☐ 5. 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 6. 情報通信業 ☐ 7. 運輸業・郵便業 ☐ 8. 卸売業 ☐ 9. 小売業 ☐ 10. その他 (内容:)	

2件目を入力する場合は、[こちらをクリックしてください](#)

3件目を入力する場合は、[こちらをクリックしてください](#)

Q5. 会社名・所属やお名前などについてご記入ください。(任意)

会社名・所属	
お名前	
ご職業	☐ ドライバー ☐ 運行管理者 ☐ 個人事業主 ☐ 経営者 ☐ その他 (内容:)
お電話番号	
メールアドレス	
国土交通省からの連絡可否	☒ 連絡可 ☐ 連絡不可